

○「クリエイターが安心して持続的に働ける環境の整備」について、第 1 回及び第 2 回の会議を通じ、多くの委員から、独占禁止法優越的地位濫用規制等による取引適正化の実現の必要性について指摘があり、枠組みや環境整備は政府の役割であるとの意見や、公正取引委員会による実態調査への期待のほか、民自身による主体的な改革と「共助」の仕組みの構築の必要性等について意見が出された。

○特に、発注元から制作サイドへの利益還元、制作サイド内における下請け会社及びフリーランスへの利益還元促進が進んでいないとの指摘があるところ、取引適正化に向けた価格交渉の実現に向けて、官・民においては、どのような取組が必要か。

（考えられる対応案）

- **発注側企業**においては、下請法改正案の考え方も踏まえ、望ましい取引慣行の実践として、受注者側との適切な協議の実施や、パートナーシップ構築宣言への参加を進めてはどうか。
- **受注側企業**においては、フリーランス等による中小企業事業協同組合を職能別に組織化、下請 G メン・優越 G メンの執行調査に係る情報提供や相談窓口の活用など、発注者側との適切な価格交渉を可能とする取組・体制を整えてはどうか。
- **政府**においては、円滑な価格転嫁の実現に向けた環境整備として、2024年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法の周知徹底とあわせ、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を本年内に完了することを目指す。また、下請法を見直し、給付に関する費用の変動等が生じた場合において、受注者からの価格協議の求めに応じなかったり、発注者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して受注者の利益を不当に害する行為を規制するなどにより、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する。

映適活動の在り方について

- 2022年6月、映画業界の企業・団体が自主的な改善組織として、一般社団法人日本映画制作適正化機構「映適」を設立し、映適取引ガイドラインを作成。2023年4月から「日本映画制作適正化認定制度」を本格的に運用開始しているところ。
- 映適の取組については、第1回、第2回の会議において、
 - ・映適の認定制度が始まったことで、映画の撮影現場に労働時間や休日の意識が芽生え始めている。今後、ここからさらに一歩進んで、いわゆる過労死ラインを超えない労働時間が目指されるべき。
 - ・映適が提示する1日13時間労働、週1日の撮影休養日、月2日の完全休養日という設定を、世界基準に引き上げることが急務。等の指摘があったところ。

（考えられる対応案）

- 今後は業界内外での「映適」の定着と、ガイドライン推進による制作現場の適正化を図ることが喫緊の課題。
- ・**民間**においては、政府のエンタメ・クリエイティブ産業政策研究会が示した「10分野100のアクション」に沿って、映適への賛同者（映画制作関係者、鑑賞者）を増やし、映適のプレゼンス向上や次世代の流入に繋げてはどうか。その際、映適申請率の向上を図るための目標設定など、具体的な方策は何が考えられるか。
- ・**政府**においては、
 - ✓ 映適取引ガイドライン推進により就業環境の改善を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、業界の自主行動計画等による取引適正化を働きかける。
 - ✓ 国内映像制作等に関する事業者向け支援について、映適などを加点又は要件とする支援制度とし、制作現場における環境改善を促進する。